湖南市

学校ガイド

保存版

令和５年度(2023年度)入学生徒用

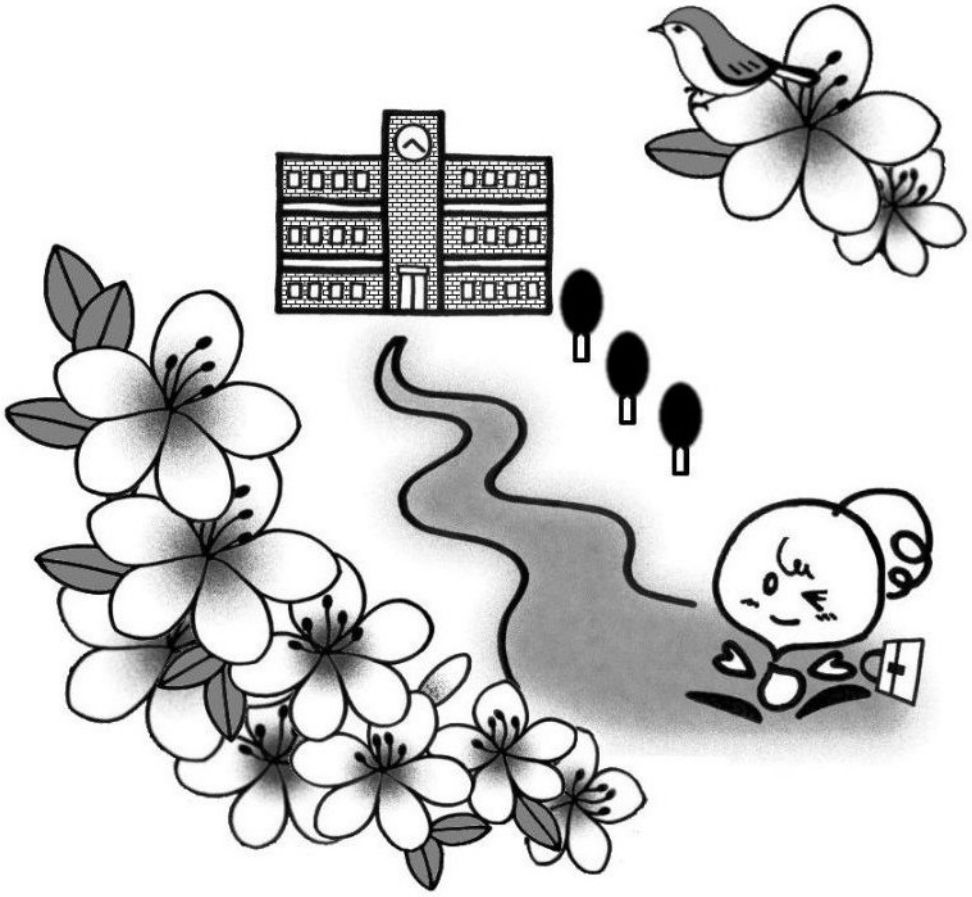

湖南市教育委員会

湖南市小中学校事務共同実施組織

もくじ

教科書 …… 1

教科書をなくしたときは？ …… 2

台風・地震などがおこったとき（非常変災時の措置） …… 3

湖南市メール配信サービス …… 4

JRの学割証が必要なとき …… 5

保健室から …… 6

学校を休むとき …… 7

おもな学校感染症一覧 …… 8

学校でけがをしたとき …… 11

就学援助制度 …… 13

引っ越しされるとき（転校について） …… 14

保護者にご負担いただく費用 …… 15

教　科　書

教科書は、無償で配布されます。（文部科学省より）大切に使用してください。

なお、下記の矢印（→）の教科書は学年をまたがって複数年使用します。

	教科書	1年	2年	3年
国語	国語	○	○	○
書写	中学書写	○	→	→
社会	社会科　中学生の地理	○	→	
	中学社会　歴史的分野	○	→	→
	中学社会　公民的分野			○
	中学校社会科地図	○	→	→
数学	未来へひろがる数学	○	○	○
理科	未来へひろがるサイエンス	○	○	○
音楽	中学生の音楽　1	○		
	中学生の音楽　2・3上		○	→
	中学生の音楽　2・3下		○	→
	中学生の器楽	○	→	→
美術	美術　1	○		
	美術　2・3上		○	→
	美術　2・3下		○	→
保健体育	中学保健体育	○	→	→
技術・家庭	新しい技術・家庭　技術分野	○	→	→
	新しい技術・家庭　家庭分野	○	→	→
英語	NEW　HORIZON　English　Course	○	○	○
道徳	中学道徳　あすを生きる	○	○	○
	中学道徳　あすを生きる　道徳ノート	○	○	○

教科書をなくしたときは？

教科書は初めに配られる分だけが無償です。なくした場合は、ご家庭で購入してください。

市内で教科書が購入できる書店

西谷書店	湖南市下田１５１７番地１	TEL　０７４８－７５－００５１ FAX　０７４８－７５－３５０７

◆ 義務教育教科書の無償給与制度とは（文部科学省）◆

義務教育における教科書の無償給与制度は、高知県の母親らが取り組んだ基本的人権を守る運動の成果とも言えるもので、憲法第２６条に規定する「義務教育は、これを無償とする」との精神をより広く実現するものです。次代を担う子どもたちに国民的自覚を深めさせ、我が国の繁栄と福祉に貢献してほしいという国民全体の願いをこめておこなわれるものです。

保護者の皆さまにおかれましては、この制度に込められた意義と願いをお子さまにお伝えになり、教科書を大切に使うようご指導いただければ幸いです。

台風・地震などがおこったとき（非常変災時の措置）

湖南市では、児童生徒の命を災害から守るという観点から、非常変災の対応の基準を次のように設けています。つきましては、保護者の皆様方には、ご理解のうえ、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

	非常変災	発生の状況	対応基準	留意点
1	湖南市に ・**暴風警報** ・**特別警報** ・**避難指示** いずれかの発令時	① **午前７時の時点で** 暴風警報・特別警報または避難指示が発令中の場合	学校からの連絡がなくとも**臨時休校**とします。	・大雨・洪水などの警報だけでは臨時休校にはなりません。 ・特別警報には「大雨特別警報・大雪特別警報」などがあり、**どれも対象**となります。
		② **登校後に** 暴風警報・特別警報または避難指示が発令された場合	**終業時刻を繰り上げて下校する**こともあります。 **学校からのメールで緊急連絡**します。	
2	湖南市に ・**震度５弱以上の地震**が発生した場合	① **午前７時までに** 原則、前日の下校後から当日の登校前までに発生した場合	学校からの連絡がなくとも**臨時休校**とします。	・学校再開についてのタイミング等については、学校からのメールで連絡します。
		② **登校後に** 発生した場合	原則、保護者等への**引き渡し**をします。 **学校からのメールで緊急連絡**します。	
3	その他、不測の事案が発生した場合 ・**不審者** ・**Ｊアラート　等**		・関係機関と協議の上、休校措置・下校時刻の繰り上げ措置・引き渡しをするか等、検討します。 ・この場合、**学校からのメールで緊急連絡**します。	

※学校からのメールによる緊急連絡には、湖南市メール配信サービスのご登録が必要です

湖南市メール配信サービス

湖南市には、市からのお知らせや緊急・災害情報を登録したメールで受け取れる「湖南市メール配信サービス」があります。学校でもこのシステムを利用して、保護者のみなさんに緊急の情報などをメールでお知らせします。利用するには、登録が必要です。登録方法やメールアドレスについては各校からのお知らせを見てください。

主な配信内容	市	緊急情報（気象警報・避難情報など） お知らせ（イベント情報・警報や注意喚起など）
	教育委員会	小中学校への緊急のお知らせ
	学校	休校や行事の中止連絡 各グループ（学年・部活動・ＰＴＡ役員）からのお知らせ
登録について	・携帯電話あるいはパソコンの電子メールを利用してください。 ・メール受信登録は無料です。ただし携帯電話の通信にかかるパケット代金は受信者負担です。 ・情報提供する一方通行です。送信元に返信できません。	

メール配信サービスの詳しい操作方法は、市ホームページ
（http://www.city.konan.shiga.jp/）
にも掲載されています。
トップページ中程の便利なサービス「湖南市メール配信サービス」
をクリックするか、ＱＲコードを読み取ってください。

湖南市メール配信サービスへ

※学校からの連絡を受け取る場合は、市だけでなく学校にも登録する必要があります。
※一度学年に登録すると次年度以降は自動的に更新されます。

ＪＲの学割証が必要なとき

学生割引乗車券とは？

ＪＲから指定を受けた中学、高校、大学などの生徒・学生がＪＲを**片道101キロ以上**利用する場合に、事前に「学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）」の発行を受けると購入できる乗車券のことで、**運賃が２割引**になります。10円未満の端数は切り捨てます。有効期限は発行から３ヶ月です。

学割証を発行できる使用目的

・休暇、所用による帰省
・実験実習などの正課の教育活動
・学校が認めた特別教育活動または体育・文化に関する正課外の活動
・就職又は進学のための受験等
・学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
・傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
・保護者の旅行への随行

申請のしかた

学生割引乗車券を購入される場合は、学校から「学割証申請書」をお渡ししますので家庭で記入・捺印していただき担任に提出してください。「学割証申請書」を受理したのち「学割証」を発行します。時間に余裕をもって申請してください。（小さい用紙ですので、なくさないように気をつけてください。）

（注）学生割引乗車券は、片道・往復・連続・周遊など、目的にあった買い方ができますが、片道ごとに買う場合は「学割証」は２枚必要となります。

学生割引乗車券の購入

乗車前に駅や旅行会社の窓口で「学割証」を提出して購入してください。

（注）乗車後は購入することはできません。

なお、乗車中は「生徒手帳（生徒証）」を携帯してください。

学生割引乗車券

- 学割証はＪＲ各社以外の鉄道会社は対象になりません。
- 学割証では通学定期券は買えません。
- 特急券・グリーン券・寝台券等は割引になりません。
- 往復割引乗車券（行きと帰りが同一区間、同一経由で、片道の鉄道・航路の営業キロが601キロ以上の場合、行きと帰りの運賃がそれぞれ１割引）と、学生割引乗車券と合わせて使うことができます。

保健室から

保健室とは

保健室は、生徒の健康増進を図る活動の中心となる場です。

生徒の健康情報を集め、健康診断・健康相談・保健指導・救急処置などを行います。

保健室は応急処置の場です

保健室は、応急処置や一時的な休養をするところでもあります。

学校でけがをした時や体調が悪くなった時に利用してください。

学校が行うけがの手当は、応急処置のみです。継続するけがの手当や学校以外でのけがは、各ご家庭でお願いします。

また、学校では内服薬の使用はできませんのでご了承ください。

＊緊急の場合・・・

保護者に連絡を取り、病院受診をすることがあります。また、重症の場合は、校長の判断で救急車を要請します。（保護者の方は、すみやかに病院に来ていただけるようお願いします。）

＊回復しないとき・・・

保健室で休んでいても（１時間程度）回復しないときは、早退をさせます。早退時は原則として保護者の方に、学校まで迎えに来ていただきます。迎えが無理な場合は、保護者の方の了解を得た上で下校させますが、その場合は、帰宅後すぐに学校へ連絡をしてください。（安全に帰宅したことを確認する電話になります。）

＊学校管理下でのけが・疾病については、P11 を参照してください。

生徒の健康管理

学校で行う健康診断や諸検査は、疾病の診断を行うものではなく、学校生活を元気にまた安全に過ごせるか、疾病の疑いがないかをみるものです。必要な場合は、受診のお勧めをしますので、早期に医療機関を受診してください。

また、心身の健康に関して健康相談も行っています。身体の不調や悩み等がある時は、早めに担任や養護教諭にご相談ください。必要に応じて、スクールカウンセラー等との面談も可能ですのでお知らせください。

子どもたちの健康状態については、各ご家庭でも十分な健康管理をお願いします。

学校を休むとき

学校を欠席、遅刻する場合は始業時までに保護者から学校へ必ず早めの連絡をお願いします。

特別な状況での欠席

下記のような特別な事情で学校を休む場合は、「出席停止・忌引き等」扱いとなり、学校を休んでも「欠席」にはなりません。下記にあてはまる場合は、わかり次第学校にお知らせください。

① 学校感染症と出席停止期間

学校感染症は（学校感染症一覧について → Ｐ８～10）学校保健安全法第19条の規定により「出席停止」となります。これらにかかった場合は、証明書が学校にありますので、医療機関で記入してもらい学校に提出してください。

なお、湖南市ではインフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症に限って、医療機関で「出席停止」と判断された期間を保護者が各連絡用紙に記入し、学校に提出してください。（医療機関で記入していただく必要はありません。）

新型コロナウイルス感染症の対応にかかわって、発熱やかぜ症状等で欠席する場合も出席停止の扱いとなります。（令和４年８月現在）学校から用紙をお渡ししますので、保護者が記入し、学校に提出してください。詳しくはＰ10をご覧ください。

② 忌引きの日数

親戚にご不幸があったときは、以下の日数が忌引きとなります。

（遠距離の場合は、実際に要した往復の日数も加わります。）

《続柄と忌引きの日数》

続柄	忌引きの日数
父母	７日以内
祖父母	３日以内
兄弟姉妹	３日以内
おじ・おば	１日以内

③

国や県などの公的機関（各競技団体（連盟・協会等）は除く）が主催している対外運動競技やコンクール等に、学校代表として参加する場合は「公欠」（出席扱い）、入学試験を受験する場合は「出席停止」（出席しなければならない日数に含まない）の扱いとなります。

おもな学校感染症一覧

第１種： 重大な感染症に罹患した場合は、治癒するまで

病名	出席停止期間
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（ＳＡＲＳコロナウイルスものに限る） 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスＡ属インフルエンザＡウイルスであってその血清亜型がＨ５Ｎ１であるものに限る） **新型コロナウイルス感染症**	治癒するまで

第２種：飛沫感染するもので、児童生徒の罹患が多く学校において流行を広げる可能性が高いもの

病名	出席停止期間	主な症状	感染経路	潜伏期間	感染可能期間
インフルエンザ（鳥インフルエンザH5Ｎ１を除く）＊２	発症した後５日を経過し、かつ解熱後２日（幼児にあっては３日）を経過するまで	急な高熱（39～40℃） 頭痛・関節や筋肉の痛み 全身倦怠感（だるいなど） 咳・鼻水	接触 飛沫	１～５日	発病後３～５日
百日ぜき＊２	特有の咳が消えるまで，又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	はじめは普通のかぜ症状で始まる。 次第に特有の咳が短く激しく出てくる。 【特有の咳】 コンコンという連続した咳の後、息を吸うときにヒューという笛のような音がする	接触 飛沫	７～10日	発病後28日
麻疹（はしか）＊２	解熱後３日を過ぎるまで	発熱・咳・鼻汁・結膜炎（目の充血） 頬の内側に白い斑点（コプリック斑）ができる。 発熱後４日より皮膚に発疹	接触 飛沫	10～12日	発疹の出る５日前から出た後の４日間
流行性耳下腺炎（おたふく風邪）＊２	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	耳の前下部の腫れと痛み（押すと痛む） 発熱	飛沫 接触	14～18日	発病前７日から発病後９日間

風疹（３日はしか） ＊２	発疹が消えるまで	38℃前後の発熱 赤い発疹 リンパ節の腫れ（耳・首の後ろ、後頭部の下など）	接触 飛沫	10～ 21日	
水痘 （水ぼうそう） ＊２	すべての発疹が痂皮化するまで	発疹（紅斑・丘疹・水疱・膿疱＜膿がたまった水疱＞・痂皮）が体に次々と出る。	接触 飛沫	10～ 21日	発疹の出る１日前から出た後の６～７日
咽頭結膜熱 （プール熱） ＊２	主要症状が消退した後２日を過ぎるまで	発熱、頭痛、食欲不振、のどの痛み、結膜充血、眼痛、目やに、流涙など	結膜 接触 気道	５～ ７日	発病後 ２～３週
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	初期は自覚症状なし。 Ｘ線検査で発見されることが多い。 倦怠感、寝汗、発熱、咳、痰 胸痛、体重減少	飛沫	1～ 2ヶ月	治癒するまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	発熱、頭痛、けいれん、意識障害、髄膜刺激症状	飛沫	３～ ４日	治癒するまで

「＊２」→ 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めた場合は、この限りでない。

第３種　飛沫感染が主体ではないが、学校において流行を広げる可能性があるもの

流行性角結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	涙がよく出る。目やに、異物が入っている感じ。結膜の充血。	接触	８～ 14日	発病後２～３週間
急性出血性結膜炎		目の強い痛み、充血、目やに	接触	24～ 36時間	発病後 ５～７日
腸管出血性大腸菌感染症 （O-157 など）		激しい腹痛 水様性の下痢 血便	経口	３～ ５日	検便で菌が陰性化するまで
コレラ、細菌性赤痢菌、腸チフス、パラチフス、**その他の感染症**｛マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症、感染性胃腸炎、伝染性紅斑＜リンゴ病＞、ヘルパンギーナ、流行性嘔吐下痢症など｝					

＊「その他の感染症」は、必要があれば、学校医の意見を聞き、第３種の感染症として措置をとることができる疾患。

新型コロナウイルス感染症について

【主な症状】
発熱・咳・息苦しさ・倦怠感・喉の痛み・頭痛・味覚または嗅覚の消失　など

【感染経路】
飛沫感染・接触感染

【潜伏期間】
１～14日ほど（平均期間は５～６日）

新型コロナウイルス感染症に関わる出席停止等の取扱い（令和４年９月現在）

児童生徒の症状・現状	出席停止期間
児童生徒等の感染が判明した場合	治癒するまで出席停止
児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合	感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して原則５日間
児童生徒本人に発熱等のかぜ症状、強いだるさ、息苦しさがある場合 ＊地域の感染レベルが【レベル２や３】の場合、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときも、出席停止とする。	欠席した日を出席停止扱い

＊新型コロナウイルス感染症の出席停止等の扱いは、流行状況により変更されることがあります。
出席停止の扱いや期間については、保健所や学校から案内があります。

学校でけがをしたとき

◎日本スポーツ振興センターより、医療費の給付が受けられます。

日本スポーツ振興センターとは？

日本スポーツ振興センターは、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」に基づいて設立され児童生徒の健康の保持増進を図るため、学校管理下における災害に関する医療費や見舞金の給付を行うなど、心身共に健康な児童生徒の育成に役立てることを目的としています。

＊学校管理下とは、「授業中・学校の教育計画に基づく課外指導中・休憩時間中および学校の定めた特定時間中・通常の経路および方法による通学（登下校）中・寄宿舎にあるとき」をいう。

申請の手続き及び給付金支払い方法について

学校でけがをして医療費がかかった場合、保護者の方に手続きに必要な書類（**『医療等の状況』の用紙等**）をお渡しします。**この用紙に病院・薬局で必要事項**を記入していただき、学校に提出してください。学校からセンターに申請します。給付が決定されるまでに、数ヶ月かかりますのでご了承ください。

治療が翌月にかかる場合や病院を変わられた場合は、新たに用紙をお渡ししますので、お知らせください。

災害給付金の支払方法は原則、口座振込ですが、口座登録のない方や登録口座への振り込みが都合の悪い方は、学校を通じて現金での給付支払も可能ですので事前に相談してください。

小・中学校ともに、１年生入学時に『加入同意書』とあわせて『口座への振り込み同意書』をご記入いただきます。

給付の対象となる管理下と災害の範囲

学校の管理下で起こったけがや給食による中毒・その他の疾病（ガス中毒、溺水、熱中症、漆等による皮膚炎など法令で定めるもの）の医療費、またこれらのけがや疾病が治った後に障害が残ったときの障害見舞金、けがまたは疾病に直接起因する死亡に対する死亡見舞金が給付されます。

→けが・疾病

＊学校の管理下で起こったもので、医療費総額が５，０００円（診療点数５０００点）以上のもののみ、給付の対象となります。

★ 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から２年間です。
この間に請求しないと時効によって請求権がなくなります。

★ 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の給付は、初診から最長10年間行われます。

★ 生活保護法による保護を受けている世帯の児童生徒にかかる災害については医療費の給付は行いません。

★ 「ひとり親（母子、父子）家庭医療費助成制度」（通称まる福）や「子ども医療費助成制度」を使用してかかられた診療分について、日本スポーツ振興センターから給付金（医療費３割＋見舞金１割）を受けられた場合は、市の福祉医療費助成制度からの助成と二重に受け取ることはできません。後日、市から助成分の返還を請求される場合があります。
（日本スポーツ振興センターから給付された災害見舞金の1割は受け取っていただけます。）

★ 損害賠償を受けたときや、他の法令の規定による給付等を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付は行われません。

★ 第三者の加害行為による災害で、その加害者からの損害賠償を受けたとき（対自動車交通事故など）、給付の対象にならないことがあります。

共済掛金額（年額）

令和４年度の場合　　５５２円

（金額については、次年度以降変動する場合があります。）

各学校の徴収方法にしたがってお支払いください。転校されましても、日本国内の学校においては年度中は有効になります。

就学援助制度

就学援助制度の目的

湖南市では経済的な理由でお子さんを小中学校に就学させるのにお困りの方に対して、学用品費や給食費など学校での学習に必要な費用の一部を援助する制度があります。

援助を受けることのできる方

☆生活保護を受けている世帯
☆住民税が非課税または減免措置を受けている保護者
☆児童扶養手当の支給を受けている保護者
☆その他生活困窮者など
前年（１月～12月）における世帯の総所得が一定の基準以下である世帯

受けられる援助の内容

次に該当する項目の実費または一部が支給されます。
認定要件によって支給される内容と金額が変わります。

・学用品費　・通学用品費　・新入学学用品費　・校外活動費　・修学旅行費　・給食費
・卒業アルバム代　・オンライン学習通信費　・学校病の医療費　・新入学準備費

※生活保護を受けている世帯は、修学旅行費と医療費のみ支給対象

申請の方法

・申請書は各小中学校または教育委員会教育支援課（西庁舎２階）にあります。
・児童生徒の在籍している学校ごとに記入して、期日までに学校へ提出してください。
・申請手続きは毎年必要ですので、更新される場合も忘れないように手続きをしてください。
また年度途中に就学援助の必要が生じた場合は、随時申請をしてください。
・税の申告をされていない場合は申請書を受付できません。必ず申告を済ませておいてください。
・認定審査後、教育委員会より認定結果を通知します。（４月に申請した場合７月上旬頃）

支給の方法

・支給は、学期ごと（７月、12月、３月）に申請時に指定された口座へ振り込みます。ただし、学校徴収金等に未納が生じた場合は学校を通じて、未納分を差し引いて支給します。
・給食費は９月以降、就学援助費から自動的に市に納付されます。保護者口座への振込はありません。

※制度に関する詳しいことは、教育委員会教育支援課（TEL７７－６２５０）までおたずねください。

引っ越しされるとき（転校について）

在籍している学校へ転出の連絡をします。

学校諸費の精算をしますので、いつ、どこへ引っ越し（転出）するのかを早めにお知らせください。

給食の停止・変更についての書類の提出も必要です。

市民課（東庁舎）または
市民課分室（西庁舎）へ住所変更についての届出をします。

在籍している学校の校区外に引っ越しされるとき。

湖南市教育委員会教育支援課（西庁舎）へ行きます。（ネット申請可）

「転出学通知書」を受け取ります。

在籍している学校へ「転出学通知書」を提出します。

どうしても現在の学校に通い続けたいとき（区域外就学）など

一定の条件を満たしている必要があります。
教育支援課にご相談ください。

在籍している学校の校区内に引っ越しされるとき。

学級担任に新しい住所を連絡してください。
（緊急連絡先が変わる場合はあわせてご連絡ください。）

「在学証明書」
「教科書証明書」
「氏名ゴム印」
を受け取ります。
（書類と一緒に転出先へ送る学校もあります。）

転出先市町村の市民課等へ行きます。

住所変更（住民異動）の手続きをします。

転出先の教育委員会へ行きます。

「転入学通知書」を受け取ります。

転出先の学校で手続きをします。

「転入学通知書」
「在学証明書」
「教科書証明書」
「氏名ゴム印」
を提出します。

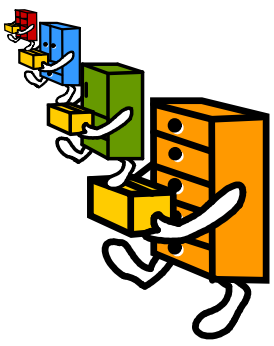

※詳しいことは湖南市教育委員会教育支援課（TEL７７－６２５０）へおたずねください。

保護者にご負担いただく費用

学校では、教育活動に必要な費用はできるだけ学校での予算（公費）でまかなうよう努力しています。しかし、学校給食費や教材費などの一部については保護者の皆様に負担していただいています。

＜諸費徴収額＞　　２０２２年度の場合

○学校からの引き落としで集める費用

項目	月額	月数	引き落とし月
教材費	3,000円	10ヶ月分	４月～１月
ＰＴＡ会費	350円	12ヶ月分	５月～２月（5・2月は2ヶ月分）
生徒会費	90円	12ヶ月分	４月～２月（2月は2ヶ月分）

※金額は変更になる場合があります。入学後に改めてお知らせします。

＊金融機関の口座振替により納入していただきます。

・取り扱い金融機関は滋賀銀行・ＪＡ甲賀・滋賀県信用組合・関西みらい銀行です。

・振替日　**毎月　２７日**（金融機関休業日の場合は翌営業日）

＊振替日に口座振替ができなかった場合は、保護者にお知らせします。現金で学校へ納入してください。

○市からの引き落としで集める費用

項目	月額	月数	引き落とし月
給食費	4,500円	11ヶ月分	４月～３月（8月を除く）

※給食の一部（牛乳・パン・麺）を停止したり、一定期間停止した場合は金額が異なります。

※納入方法や振替日、金額については給食センターより別途お知らせがあります。

この学校ガイドには、お子様の学校生活で必要となる情報や手続きを掲載しています。
入学以降は学校からの連絡と照らし合わせていただきながら、卒業されるまでご活用ください。

湖南市小中学校事務共同実施組織とは・・

湖南市にある13の小中学校に勤務する学校事務職員で構成している組織です。

学校事務職員は、ほとんどの学校で単数配置のため、組織をつくり、共同で業務を行うことで事務処理体制を整備し、効率化や適正化を進めています。学校事務職員の主な業務は、児童生徒がよりよい教育環境で学べるよう物品購入や施設管理をすることです。また、湖南市の学校予算執行・皆様からお預かりしている徴収金の管理なども業務としています。

この「学校ガイド」についても、各小中学校共通事項の内容を整備して作成しました。

湖南市立甲西北中学校

滋賀県湖南市正福寺28−1

TEL　0748－72－2680

FAX　0748－72－3862